

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
○都市再生本部においては、今後さらにプロジェクトの選定を進めていくほか、各プロジェクトを進めるための措置を講じていくこととしている。	都市再生本部	平成14年の通常国会に「都市再生特別措置法」を提出。	平成14年6月1日から施行。法に基づく「都市再生緊急整備地域」を44地域指定済み。		都市再生緊急整備地域の整備を推進。地方公共団体と協議の上、都市再生緊急整備地域の追加指定を検討。
		平成14年4月8日の都市再生本部において、「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」を決定	地方公共団体等から寄せられた提案を踏まえ、安全で安心なまちづくり等のテーマを設定し、内閣官房が中心となり、関係省庁と地方公共団体等で検討体制を構築。		協議会等において具体的な検討に着手。
・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成（第二次決定）プロジェクトについて、早期に着手する。	都市再生本部 関係府省	地元の産学官連携組織である「関西バイオ推進会議」において、「関西圏ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想」が策定され、「大阪圏ライフサイエンス推進協議会」においても、実現に向けて支援を行うことを決定。	神戸地域における先端医療のための臨床研究情報拠点や起業化支援施設の整備（平成15年開設予定）、大阪北部地域における医薬基盤技術研究施設や起業化支援施設の整備（平成16年度開設予定）等を実施中		引き続き具体的な取り組みを推進

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。構造改革特区については、多くの府省に関係する新たな手法の施策でもあり、内閣官房に推進のための組織を設け、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて制度改革の内容等の具体化を推進する。</p>	<p>内閣官房 関係府省</p>	<p>・平成14年12月18日に構造改革特区推進のための法律である「構造改革特別区域法」が公布、そして、15年1月24日に、特区推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針や特区で実施できる規制の特例の一覧等を定めた「構造改革特別区域基本方針」が閣議決定された。また、14年8月に締切った構造改革特区構想の第一次提案の募集に引き続き、15年1月15日を締切として、第二次提案の募集を実施。この第二次提案に係る規制事項で特区で対応するとなったもののうち、法律事項について措置すべく、今通常国会に特区法の改正法案を提出。</p>	<p>・構造改革特区構想の第一次提案に係る規制改革要望についての検討の結果、特区で実施するとなった事項数は93、全国で実施するとなった事項は111である。</p>	<p>・地方公共団体や民間から出された提案のうち可能な限り多くの規制を特区の対象とする。</p>	<p>①第156回国会会期末：4月1日から構造改革特区計画の認定申請の受付を開始。また、特区構想の第二次提案を受けた改正特区法の提出。 ②平成15年末：15年6月と11月に特区構想の募集を行う。また、7月、10月に特区計画の申請の受付。特区において講じられた規制の特例措置のあり方等に関する評価に係る体制の構築のため、構造改革特別区域推進本部に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会（仮称）を平成15年中に設置することを検討。 ③それ以降：15年11月以降も年に2度程度特区構想の提案募集を受け付ける。また、16年1月に特区計画の認定申請を受け付け、その後も平成15年度の認定申請の状況を勘案して、申請を受け付けていく。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
構造改革特区の活用も含めた農地法制の見直し	内閣官房 農林水産省	<p>・平成14年12月18日に構造改革特区推進のための法律である「構造改革特別区域法」が公布されたところ。本法において、「農業生産法人以外の株式会社等の農業参入」、「市民農園の開設主体の拡大」等の措置を講じている。</p>		<p>・地方公共団体や民間から出された提案のうち可能な限り多くの規制を特区の対象とする。</p>	<p>①第156回国会会期末：4月1日から構造改革特区計画の認定申請の受付を開始。また、特区構想の第二次提案を受けた改正特区法の成立や構造改革特別区域基本方針の改定。</p> <p>②平成15年末：15年6月と11月に特区構想の募集を行う。また、7月、10月に特区計画の申請の受付。特区において講じられた規制の特例措置のあり方等に関する評価に係る体制の構築のため、構造改革特別区域推進本部に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会（仮称）を平成15年中に設置することを検討。</p> <p>③それ以降：15年11月以降も年に2度程度特区構想の提案募集を受け付ける。また、16年1月に特区計画の認定申請を受け付け、その後も平成15年度の認定申請の状況を勘案して、申請を受け付けていく。</p>

<p>○大学改革等 規制改革の同時推進</p>	<p>内閣官房 文部科学省 総務省 人事院</p>	<p>・平成15年1月24日に特区推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針や特区で実施できる規制の特例の一覧等を定めた「構造改革特別区域基本方針」が閣議決定されたところ。 「国立大学教員等の役員等の兼業の承認規定の緩和」、「国立大学の施設・敷地等の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大」、「大学設置の際の校地面積基準の緩和」等の事項について、本基本方針において、特区において講じることが可能な規制の特例措置として規定。</p>		<p>・地方公共団体や民間から出された提案のうち可能な限り多くの規制を特区の対象とする。</p>	<p>①第156回国国会期末：4月1日から構造改革特区計画の認定申請の受付を開始。また、特区構想の第二次提案を受けた改正特区法の成立や構造改革特別区域基本方針の改定。 ②平成15年末：15年6月と11月に特区構想の募集を行う。また、7月、10月に特区計画の申請の受付。 特区において講じられた規制の特例措置のあり方等に関する評価に係る体制の構築のため、構造改革特別区域推進本部に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会（仮称）を平成15年中に設置することを検討。 ③それ以降：15年11月以降も年に2度程度特区構想の提案募集を受け付ける。また、16年1月に特区計画の認定申請を受け付け、その後も平成15年度の認定申請の状況を勘案して、申請を受け付けていく。</p>
-----------------------------	---------------------------------------	---	--	--	---

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
○各省庁の連携施策をとりまとめた「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施。	総務省 市町村合併支援本部及び支援本部 関係府省	<ul style="list-style-type: none"> ・14年8月30日第4回市町村合併支援本部において「市町村合併支援プラン」を改定。57項目から80項目に対象事業を追加・拡充。 ・市町村合併支援プランのフォローアップを実施（現在関係府省に照会中）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年8月の支援プラン策定以降、福山市など19件の市町村合併が成立、又は市町村合併の告示済み（平成15年2月26日現在）。 ・192の法定協議会（791市町村）、195の任意協議会（827市町村）となり、協議会を設置している市町村が全市町村の過半数を突破。（平成15年1月1日現在） ・267地域1127市町村を合併重点支援地域として指定（平成15年2月18日現在）。 		

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○国と地方 ◇補助金、交付税、税源配分の三位一体改革 ・15年度予算で芽を出す ・来年6月頃目途に工程表を作成して4年で改革</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省</p>	<p>平成14年12月24日に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を取りまとめ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助負担事業の廃止、縮減等 ・地方交付税の改革 ・税源移譲を含む税源配分の見直し <p>について、「改革と展望」の期間(18年度まで)中の基本方針と15年度予算における芽出しとしての措置を示した。</p> <p>【国庫補助負担事業の廃止、縮減等の芽出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総額5600億円程度を削減。 ○義務教育費国庫負担金等2300億円程度の一般財源化に伴い、その2分の1を地方特例交付金で、2分の1を地方交付税で、三位一体の改革に向けた暫定措置。 ○市町村道に対する補助を原則廃止、ネットワーク関連等に限定。また採択基準を5億円以上に引上げ。 <p>【地方交付税の改革の芽出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の方針等により地方財政計画の規模を前年度比総額1兆3600億円程度抑制。 ・計画計上人員を1万人以上削減 ・投資的経費に係る地方単独事業費を前年度比5.5%程度減額 ・一般行政経費等に係る地方単独事業費を前年度以下の水準に抑制 ・都道府県分の留保財源率を引き下げ、事業費補正・段階補正の見直し。 <p>【税源移譲を含む税源配分の見直しの芽出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車重量譲与税の譲与割合を4分の1から3分の1に引上げ、移譲(平年度930億円)。 		<p>関係省庁の協力を得ることが不可欠。</p>	<p>6月を目途に国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案をとりまとめる。</p>

ロ. 歳出改革

<p>○国と地方 ◇補助金、交付税、税源配分の三位一体改革 ・15年度予算で芽を出す ・来年6月頃目途に工程表を作成して4年で改革</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省</p>	<p>平成14年12月24日に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を取りまとめ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助負担事業の廃止、縮減等 ・地方交付税の改革 ・税源移譲を含む税源配分の見直し <p>について、「改革と展望」の期間(18年度まで)中の基本方針と15年度予算における芽出しとしての措置を示した。</p> <p>【国庫補助負担事業の廃止、縮減等の芽出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総額5600億円程度を削減。 ○義務教育費国庫負担金等2300億円程度の一般財源化に伴い、その2分の1を地方特例交付金で、2分の1を地方交付税で、三位一体の改革に向けた暫定措置。 ○市町村道に対する補助を原則廃止、ネットワーク関連等に限定。また採択基準を5億円以上に引上げ。 <p>【地方交付税の改革の芽出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の方針等により地方財政計画の規模を前年度比総額1兆3600億円程度抑制。 ・計画計上人員を1万人以上削減 ・投資的経費に係る地方単独事業費を前年度比5.5%程度減額 ・一般行政経費等に係る地方単独事業費を前年度以下の水準に抑制 ・都道府県分の留保財源率を引き下げ、事業費補正・段階補正の見直し。 <p>【税源移譲を含む税源配分の見直しの芽出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車重量譲与税の譲与割合を4分の1から3分の1に引上げ、移譲(平年度930億円)。 		<p>関係省庁の協力を得ることが不可欠。</p>	<p>6月を目途に国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案をとりまとめる。</p>
---	-----------------------------	--	--	--------------------------	---

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年度中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。</p>	<p>内閣府、経済産業省等関係各省庁</p>	<p>・対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を検討するため、平成14年10月以降、対日投資会議専門部会において検討を行ってきた。平成15年2月には、第五回対日投資会議を開催し、対日投資促進を関係閣僚で確認。平成15年3月に専門部会で報告書を取りまとめるとともに、対日投資会議において取りまとめを行った。</p>		<p>・引き続き、対日投資促進に向けた規制改革、広報・普及活動等について、各省とも連携しながら推進する。</p>	<p>・現時点において、未定。</p>

二. 金融システム改革

<p>直接金融市場の整備／公的金融を見直す。</p>	<p>内閣官房、内閣府</p>	<p>・経済財政諮問会議において、平成14年10月7日「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」を取りまとめ、更に、この基本方針に沿って、平成14年12月13日に「政策金融改革について」を取りまとめた。</p>	<p>・政策金融機関の大胆な統合集約化等、抜本的改革を3段階で進めていく方針を経済財政諮問会議として取りまとめた。</p>	<p>・現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえつつ、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出し、金融資本市場の効率化を図る。</p>	<p>①～③経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。</p>
----------------------------	-----------------	--	---	---	---

ホ. その他の制度改革

<p>厚生労働省、国土交通省等の関係府省は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ協力する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省</p>	<p>休暇の分散化を推奨するにあたり、現状を把握するため全国の公立小・中学校を対象に、学校休業日の分散化の現状についての調査を行い、記者発表した。 (「学校休業日の分散化事例の調査結果について」H14.10.9) また、全国の私立小・中学校についても同様の調査を実施し、記者発表した。 (「私立学校休業日の分散化事例の調査結果について」H14.12.9)</p>	<p>15年度から2学期制を導入することについて決定した学校や自治体の例がいくつかマスコミで報じられている。</p>	<p>学校設置者である市町村・都道府県の教育委員会等における検討を一層促進する必要があると考えられる。</p>	
--	------------------------------	--	--	---	--

<p>内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年度中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。</p>	<p>内閣府、経済産業省等関係各省庁</p>	<p>・対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を検討するため、平成14年10月以降、対日投資会議専門部会において検討を行ってきた。平成15年2月には、第五回対日投資会議を開催し、対日投資促進を関係閣僚で確認。平成15年3月に専門部会で報告書を取りまとめるとともに、対日投資会議において取りまとめを行った。</p>		<p>・引き続き、対日投資促進に向けた規制改革、広報・普及活動等について、各省とも連携しながら推進する。</p>	<p>・現時点において、未定。</p>
--	------------------------	---	--	--	---------------------

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(5) 地域力戦略/地域産業の活性化 ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギーや製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省は、バイオマスの総合的な利活用の推進に向けた「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定した(平成14年12月閣議決定)。</p>			<p>○「バイオマス・ニッポン総合戦略」に位置付けられた具体的行動計画を着実に実施する。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(5) 地域力戦略 警察庁、国土交通省は、地方自治体と協力し、徹底した渋滞解消を図るための施策を推進する。このため、自治体レベルでの渋滞解消計画の策定が求められるほか、首都圏中央連絡道路等の三大都市圏環状道路の早期完成、無断駐車への迅速な対応、道路周辺工事・街路樹剪定の夜間可、自動車交通量の調整を図る交通需要マネジメント施策の展開等を進める。</p>	警察庁	<p>・交通渋滞を引き起こす違法駐車についてきめ細かな駐車規制、駐車対策のための各種システムの整備、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締り等を推進した。</p> <p>・交通管制センターや信号機の高度化等を推進し、交通の状況に応じた無駄のない信号制御を行い、交通の流れを円滑にしたほか、交通情報板や光ビーコンにより交通渋滞情報を提供して、交通流の分散を図った。</p> <p>・国土交通省と連携して東京都区部における集中化工事等を推進し、路上工事の縮減を図った。</p>	<p>・部外有識者(「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:横浜国立大学・大藏泉教授))の調査によると、平成8年度から12年度までの5年間に整備した交通安全施設等の一部により同期間中に得られた渋滞軽減の経済便益は約1兆5,000億円と試算されている。</p>		<p>①第156回国国会期末 ②平成15年末 ③それ以降</p> <p>・警察と道路管理者が提携の上、大都市圏等を中心としてモデル路線を選定し、荷捌き停車帯の整備、カラー舗装による駐停車禁止区域の明示、路上駐車排除の広報・啓発活動の推進等ハード面とソフト面が一体となった駐車対策を集中的に実施する。</p> <p>・17年度を目途に、交差点等における交通流円滑化対策として、交通管制システムや信号機の機能高度化、交通情報提供の充実等を図る。(平成15年度当初内示額17,500,000千円の内数)</p> <p>・17年度を目途に、公共車両優先システムや車両運行管理システムを全国主要都市に導入する。(平成15年度当初内示額17,500,000千円の内数)</p>